

上級救命講習会を開催します!!

町では普通救命講習のステップアップとして、上級救命講習を開催しています。

上級救命講習では、成人の心肺蘇生法やAEDの使用方法等をはじめとする普通救命講習の内容に加え、小児・乳児の心肺蘇生法、外傷の手当、保温法、体位管理法、搬送法を実施し、実技及び筆記試験を含め8時間の講習を行います。



▼とき 9月14日(土)9時～17時 ※昼休憩1時間を含む
▼ところ 保健センター2階運動指導室

▼その他 「上級救命講習テキスト」を使用します。
※消防本部では販売していません。各自で事前に用意してください。

▼募集期間 8月1日(木)～8月25日(日)

▼定員 20名(先着順)

▼対象 町内在住、在勤の方で、普通救命講習を修了した方。
▼申込方法 電話にて受け付けています。

問 消防署 ☎(01)0911

百歳おめでとうございます



加藤 芳子 さん

加藤芳子さん(国府新宿)が6月に満百歳のお誕生日を迎えられました。

これからも、健康に留意され、元気に過ごされますようお祈りいたします。

問 福祉課 ☎内線316

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父(母)に代わって養育している方に支給されます。
平成31年4月から支給額に変更があります。

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人	月額42,910円	月額42,900円 ～10,120円
児童2人	月額53,050円	月額53,030円 ～15,190円
児童3人以上	3人目から児童一人増すごとに、 最大月額6,080円加算	

〈現況届の提出〉
毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっています。
現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含まれます)は、全員現況届の提出が必要ですが、届出がない場合は受給資格を喪失することがありますので、届出期間(8月1日(木)～9月2日(月)内)に必ず手続きをしてください。

利用者負担額が 無償化されます

10月1日から

児童発達支援等の

- 無料となるサービス
- ・児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型児童発達支援
- ・医療型障害児入所施設
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

○対象となる子ども
3歳から5歳までの障害のある子ども

○対象となる期間

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

詳しくはホームページをご覧ください。お問合せください。

問 障害福祉センター

☎(73)4530